5月20日

さいたま市教育委員会　教育長　細田　眞由美　様

さいたま市教職員組合　執行委員長　大澤　博

新型コロナウィルス感染症から子どもと教職員のいのちと健康を守り　子どもの学びと成長・発達の機会を保障することを求める申し入れ

1　**引き続き、さいたま市や地域の感染症拡大・収束状況を冷静に分析し、子どもや教職員のいのちと健康を守るとともに、学習や発達、成長の機会の保障、子どもの心のケアや居場所や食事の確保などの観点から、学校再開や休校延長等の措置を決めること。また決めた際には、早めに学校に知らせ十分な準備期間を確保すること。専門家や教職員の意見、特に学校長からのヒアリングを丁寧に行い、トップダウンで一方的に決定しないこと**

2　感染症拡大防止と学校で感染者が発生した時のために、保健室対応や給食対応、授業対応、教育課程の編成については、下記のような事項について、十分な対策をとるとともに、できる限りの財政支援を行うよう、関係部署にはたらきかけること

①保健室等の対応について

ア　すべての学校に配置されている養護教諭に加えて、非常勤の養護教諭、もしくは資格のある看護師を配置すること。

イ　保健室では、感染症予防策および環境衛生の保持が可能な物資を確保すること

ウ　校内で具合が悪い子どもや教職員がいた場合に待機させる部屋を確保すること。部屋が確保できない場合には、校庭等に医療用テントを張って待機できるようにするなどして、環境整備を図ること

エ　子どもたちの心のケアのために、カウンセラーを常駐させること

オ　さいたま市として、子どもと教職員のいのちと健康を守るために、「感染症拡大防止対策ガイドライン」を策定すること

②給食対応について

ア　給食従事者に対して、市教委は、感染予防に対する財政支援や感染者が発生した場合の緊急対応について万全の体制を図るとともに、さいたま市としてわかりやすい実施指針を早急に示すこと

イ　給食再開に際して、栄養職員・栄養教諭、調理員も含め、調理用の使い捨てマスク、消毒用アルコール、ペーパータオルを必ず確保しておくこと

ウ　冷暖房のない夏休み期間中の給食実施は、食中毒・食品管理の問題や従事者の健康管理等の心配が懸念されることを十分考慮し、計画を示すこと

エ　4月以降に持ち越した物資は、賞味期限が切れて使用不可能となっている問題が起こっているため、市教委の調査の基に財政補填を行うこと

オ　給食関連の業者や生産者等に対する財政支援を行うよう関係部署にはたらきかけること

カ　栄養報告書（文科省より来る提出物）は延期または中止すること

③学習対応、教育課程の編成等について

ア　子どもの学習権の保障の観点から、休校中に配信された動画の視聴や学校から出された課題を**安易に履修済みの扱いにしたり評価の対象にしたりしないこと。**学期をまとめて評価することや**1学期の評価を見送ることなど、柔軟に対応すること**

イ　子どもや教職員の過重な負担にならないよう、土曜授業を増やしたり、時数確保だけにとらわれたりすることがないよう、子どもの実態に合わせ、教職員の意見を十分聞き、納得と合意の上で市教委として今後の方向性を示すこと

ウ　子どもの個人的な学習状況による差が影響しないよう、子どもの実態に合わせて、新学習指導要領にある指導内容を大幅に精選して教育課程を編成して授業をすすめられるよう、国に対して要請するとともに、各学校の創意工夫、学校の教育課程編成権を尊重すること

エ　**授業を逼迫させる美術展覧会および大会・コンクールは中止にすること**

オ　未履修が多くなり、個別学習の差が大きくなっていることが予想されることから、不平等にならないよう、公立高校および中高一貫校の入試について検討すること

カ　休校延長をせざるを得ない場合に、学習の機会を保障するために、現場に丸投げするのではなく、子どもの家庭状況によって格差が生じることがないよう、WEB環境やパソコン機器がない家庭への補助ができるよう、市として財政支援を拡充すること。WEB授業や双方向のやるとりができる授業等も有効であるが、教職員の過重負担にならないようにするとともに、十分な研修や環境がないまま安易に導入し、現場任せにすることがないようにすること。

キ　未履修分の学習が多くなっている中、子どもたちの学習・生活を保障するために、また長時間過密労働を改善するためにも、様々な研修や研究指定、各種大会等をはじめとする教育施策等は、この機会に大幅に見直し、少なくとも今年度については削減、縮小すること。

ク　子どもと教職員の負担を考えて、**すでにスタートしている計画訪問は即中止すること**

3　教職員の勤務について、時差勤務や自宅勤務、職専免の取り扱いについては、引き続き柔軟に適用するとともに、妊娠中や持病のある教職員の勤務については、特段の配慮をすること。**特に再開にあたっては、勤務時間を超える過重な労働にならないように配慮すること**

4　教職員の自宅勤務の報告書に添付する**成果物は強制しないこと**

5　子どもが放課後も安心して過ごせるよう、引き続き学童保育での物資や人的確保に向けた財政支援を行うこと。

新型コロナウィルス感染症にかかわって　**妊娠者の母性健康管理適正化はかるよう通知**

5／6、厚労省は、新型コロナウィルス感染症の感染が拡大している状況を踏まえ、妊娠中の女性労働者の母性健康管理を適切に図ることができるよう、告示しました。これは教職員にも適用されます。

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染の恐れに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業者に申し出た場合、事業者は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければならない